

事務連絡
令和7年1月8日

各都道府県 介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具専門相談員の新たな指定講習カリキュラムの適用開始時期について

日頃より介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムについては、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」が令和5年11月8日に公表した「対応の方向性に関する取りまとめ」において、福祉用具の安全な利用の促進等の観点から見直しの必要性が指摘されたところです。

これを踏まえ、厚生労働省では令和5年度に指定講習カリキュラムの見直し案を作成し、令和6年度は指定講習の研修内容の質のばらつきの改善を目的として、指定講習事業者及び講師向けに科目ごとの内容の解説、指導の視点及び講義の進め方等を具体的に示した指導要領の作成に取り組んでいます。

各都道府県におかれては、福祉用具専門相談員指定講習事業者を指定し、指定講習を実施していただいているところですが、上記の経緯を踏まえ、本年度末頃にカリキュラムの見直し及び指導要領の周知を行うことを予定していることから、見直し後のカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）の適用開始時期等について下記の通りお知らせいたします。

つきましては、管内の市区町村並びに福祉用具専門相談員指定講習事業者に対し周知いただくとともに、円滑な新カリキュラムへの移行をご検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 新カリキュラムについて

新カリキュラムでは、指定講習に要する時間の合計を「50時間」から「53時間」へ変更する他、一部科目の追加・見直しを予定しております。なお、見直しに当たって告示改正（※）を要することから、所要の手続を終え次第、令和7年4月1日を目途に施行することを予定しております。

※「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容(平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号)」

2. 指導要領の周知

厚生労働省では、新カリキュラムにおいて各科目の目的、到達目標及び内容等の見直しを行うことを踏まえ、研修内容の質のばらつきの改善を目的とした指導要領案を作成しており、令和6年度末頃に新カリキュラムと併せて周知をいたします。

なお、新カリキュラムの内容を含め、指導要領、講義と演習の進め方に関する動画コンテンツ及び受講者がその演習を通じて能動的且つ双方向的な学習による知識習得につなげると共に実務に即した演習ツール等について、各都道府県担当者、指定講習事業者及びその講師を対象とした説明会を令和7年2月頃に開催する予定であり、その詳細は別途周知いたします。

3. 令和7年度中の各都道府県指定講習事業の取扱いについて

告示の施行日は令和7年4月1日を見込んでおりますが、令和7年度中は経過措置を設け、新カリキュラムへの移行期間とすることを検討中です。そのため、令和7年度中に現行のカリキュラムに基づく指定講習を実施した場合は、新カリキュラムと同等の講習を受講したものと認める取扱いとする方向で検討中です。また、令和7年度の途中から新カリキュラムに移行し、指定講習を実施することを可能とする等の対応を可能とすることを検討しています。詳細は告示等の所要の改正を行った際に改めてお示しします。

なお、経過措置期間が終了する令和8年度以降は、全ての指定講習事業者が新カリキュラムで研修を実施していただくこととなります。

【担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111 (内3985)

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp